

新型コロナウイルス感染拡大防止について

～ 社会福祉施設等用チェックリスト ～

社会福祉施設等において提供している各種サービスは、利用者のみなさまの生活環境を継続する上で欠かせないものであり、必要な各種サービスが「継続的」に提供されることが、なによりも重要です。

このため、感染拡大防止のための留意点について「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡)等において、示しているところです。この通知等に基づき感染拡大防止について、「チェックリスト」を作成しました。

1. 感染対策マニュアルの準備

- ①□ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(2019年3月)」を備えているか。
- ②□ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡)を確認しているか。
- ③□ 上記①②について職員全員が内容を理解しているか。

2. 健康状態の把握(利用者、施設職員等)、予防

- ①□ マスク着用を含む咳エチケットが行われているか。
- ②□ サービスの開始時、終了時に、手洗い、アルコール消毒等が行われているか。
- ③□ 3つの密を避けてケア等を実施しているか。(1時間に2回以上2方向の窓を数分程度全開にして換気をする・利用者同士の距離の確保等の対応)
- ④□ 受付や人と人が対面する場所等は、パーティションやビニールカーテンを設置しているか。
- 利用者関係
- ⑤□ 利用者の体温の計測及び症状の有無の確認を実施しているか。
- ⑥□ 風邪の症状や発熱が続いている利用者はいないか。
- ⑦□ 上記の状態が2日以上続いている高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の「基礎疾患」がある利用者はいないか。
- ⑧□ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)の症状を訴える利用者はいないか。
- ⑨□ 送迎に当たっては、乗車する前に、本人・家族または職員が本人の体温の計測及び症状の有無を確認し、発熱や症状が認められる場合には、利用を断っているか。
- ⑩□ 発熱等を理由に利用を断った者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所に情報提供を行っているか。
- ⑪□ 飲食の場所を指定したうえで、座席の配置については、対面ではなく横並びに座るなどの工夫をしているか。
- 施設職員等関係
- ⑫□ 職員やその家族の健康状態を確認しているか。
- ⑬□ 職員に風邪症状が見られた場合、自己申告を必ず行うよう指示しているか。

- ⑭□ 職員の体温を毎日、計測し記録しているか。
- ⑮□ 納品等の出入り業者の体温を計測し、発熱が認められる場合は、立ち入りを断っているか。また、マスクの着用等を指示しているか。
- ⑯□ 職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し進めているか。
- ⑰□ 職場外でも感染拡大防止に向けた取組を実施するよう注意喚起しているか。

3. 消毒・清掃等の実施

- ①□ 利用者の居室等の消毒・清掃を開始する前に、「換気」を実施しているか。
- ②□ 消毒・清掃作業を実施する前にマスク、使い捨て手袋・エプロンを着用しているか。
- ③□ ドアノブ、扉、手すり、テーブル、便座など、利用者が触れた可能性がある箇所すべてを「消毒用エタノール」で清拭しているか。あるいは「次亜塩素酸ナトリウム液」で清拭後、湿式清掃し、乾燥させているか。
- ④□ 送迎時には窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所(手すり等)の消毒を行っているか。

4. 対応ルールの事前確認

- ①□ 施設内で発生した場合の報告手順は定めているか。
- ②□ 「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を確認しているか。
- ③□ 施設内の感染症対策責任者を定めており、全職員が共有しているか。
- ④□ 職員が感染した場合、保健所が行動状況や濃厚接触者等の聞き取りを行うことを事前に職員に説明しているか。
- ⑤□ 感染者が発生した場合の積極的疫学調査への円滑な協力のため、病状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録(体温、症状等がわかるもの)、直近2週間の勤務表、施設内に出入りした者等の記録を準備しているか。

これ以降は、発生時の対応になります。参考にしてください。

5. 発生時における情報共有・報告等の実施

- ①□ 「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を受けたか。
- ②□ 施設長、管理者への報告を行い、施設内で情報共有を図ったか。

疑い患者発生時における「対応記録」を作成し、以下の項目ごとに記録してください。

- ・患者発生日時 ・受診医療機関名 ・医療機関への移手段、開始時間
- ・患者の居室名、同室者の有無 ・嘔吐や失禁の有無、場所、処理方法等
- ・接触した職員・利用者等の氏名 ・患者の症状、これまでの健康記録
- ・患者及び同室等のマスク使用状況 ・訪問者の有無及びその関係

※以上の項目等について、感染症法に基づき保健所が確認する場合があります。

③□ 家族への連絡

発生状況を説明し、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従っている旨の説明と今後の「二次感染予防」や保健所の調査等についての協力を依頼したか。

④□ 嘱託医、協力医療機関への連絡

発生状況を説明し、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従っている旨の説明と今後の「二次感染予防」について協力を依頼したか。

⑤□ 県や市町村の社会福祉施設所管課への連絡

県や市町村の社会福祉施設所管課へ連絡し、発生状況を説明し、「帰国者・接触者相談センター」の指示に従っている旨の説明と今後の指示を受けたか。

6. 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

①□ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と「同室」又は長時間の接触があった者を確認しているか。

②□ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護もしくは介護をしていた者を確認しているか。

③□ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の「気道分泌液」若しくは「体液」、「排泄物」等の「汚染物質」に直接接触した可能性が高い者を確認しているか。

7. 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

※「通所」施設等の場合、当該利用者は自宅待機

①□ 当該利用者については、原則として「個室」に移動させているか。

②□ 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行っているか。

③□ 当該利用者へのケアについては、「部屋の換気」を1、2時間ごとに5～10分を行っているか。また、共有スペース等の部屋についても定期的に換気しているか。

④□ 職員は「使い捨て手袋・エプロン」とマスクを着用してケアをしているか。

⑤□ 当該利用者が使用したマスクや吐物・体液等を処理したティッシュ、介護や看護の際に使用したマスクや手袋等の「廃棄物」は、「感染性廃棄物」として、廃棄物処理法に基づき許可業者に処理を委託しているか。

⑥□ ケアの「開始時」と「終了時」に「液体石けんと流水」による手洗い又は「消毒用エタノール」による手指消毒を実施しているか。

⑦□ 手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように職員に指示をしているか。

⑧□ 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用としているか。その他の利用者にも使用する場合は、「消毒用エタノール」で清拭しているか。

⑨□ 当該利用者以外の利用者についても、「手洗い等」の感染防止のため取組みを促しているか。

⑩□ 施設長、管理者の指示により、「来訪者」に対して利用者との接触の制限等を実施しているか。